

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	キムラユニティー株式会社		コード	9368
提出日	2021/6/1	異動（予定）日	2021/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	平野 善得	社外取締役	○										△					有
2	江山 純	社外取締役	○										○				新任	有
3	堀口 久	社外監査役	○										○					有
4	小野田 誓	社外監査役	○										△					有
5	安井 秀樹	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	平野善得氏は、有限責任監査法人トーマツの業務執行に携わっておりますが、2015年10月以降、同監査法人の業務執行には携わっておりません。同監査法人と当社との間には、監査業務等の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	平野善得氏は、公認会計士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、当社の経営に助言及び指導いただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定いたしました。
2	江山 純氏は、豊田通商株式会社のグローバル部品・ロジスティクス本部CEOであります。同社と当社との間には、物流業務等の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	江山 純氏は、豊田通商株式会社のグローバル部品・ロジスティクス本部CEOであることから、経営監視機能の強化に加え、同社で培った経営に対する高い見識を有しており、当社の経営に助言及び指導いただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
3	堀口 久氏は、当社が顧問契約を締結しております大場鈴木堀口合同法律事務所のパートナー弁護士であります。同事務所と当社との間には、顧問契約に基づく取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	堀口 久氏は、弁護士として法律面での高度な知識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任いたしました。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
4	小野田誓氏は、監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）の業務執行に携わっておりますが、1987年1月以降、同監査法人の業務執行には携わっておりません。同監査法人と当社との間には、監査業務等の取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主様、投資家の皆様の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略いたします。	小野田誓氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任いたしました。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定いたしました。
5		安井秀樹氏は、税理士としての専門的な知識、実務経験及び株式会社の監査に関する高い見識を有しており、当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任いたしました。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。